

大牟田市中心企業融資制度一覧表

令和6年3月15日

資金名	対象者	用途	限度額	金利	期間 (据置期間)	責任共有 制 度	保証協会 保 証 料	保証人 担 保	取扱金融機関 (受付機関)
一般融資資金	市内で6か月以上同一事業を営むもので、市民税を完納しているもの	運 転 資 金 設 備 資 金	2,000万円	年 1.50%	運 転 7 年 以 内 設 備 10 年 以 内 (6か月以内)	対 象	責任共有 制度対象 年0.45%~1.90% の範囲で9段階 うち セーフティネット保証 の場合は 年0.70%		
	市内で1年以上同一事業を営むもので、次のすべてに該当する個人事業者 (1)常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下のもの (2)市民税の所得割を最近1年間完納しているもの (3)「特別小口扱い」以外に保証協会の保証を受けていないもの (4)当該申込額を含めて保証協会の保証残高が2,000万円以下のもの			年 1.30%		対 象 外 (特別小口 保証)			
小規模企業者 融 資 資 金	市内で6か月以上同一事業を営み、市民税を完納し、当該申込額を含めて保証協会の保証付き融資残高が2,000万円以下のもので次の各号のいずれかに該当するもの (1)常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社及び個人 (2)事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又は組合員の3分の2以上が特定事業を行うもの (3)特定事業を行う企業組合であって、従事する組合員が20人以下のもの (4)特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員が20人以下のもの (5)医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員が20人以下のもの	運 転 資 金 設 備 資 金	1,250万円	年 1.30%	運 転 7 年 以 内 設 備 10 年 以 内 (6か月以内)	対 象 外	責任共有 制度対象外 年0.50%~2.20% の範囲で9段階 うち 特別小口保証 の場合は 年1.00%	金融機関 の定めに よる	三井住友銀行 福岡銀行 筑邦銀行 肥後銀行 西日本シティ銀行 熊本銀行 福岡中央銀行 大牟田柳川信用金庫 福岡県信用組合
地域対策融資 資 金	市内で1年以上同一事業を営むもので、市民税を完納し、かつ次のいずれかに該当するもの (1)最近3か月の売上額が前年同期の売上額より5%以上減少し、かつ最近1年間の売上額が減少しているもの (2)最近3か月の受注残高が前年同期の受注残高より10%以上減少し、かつ最近1年間の売上額が減少しているもの (3)製品の製造若しくは加工又は役務の提供に係る原価のうち原油等の仕入価格が20%以上を占めるものであって、最近の原油等の仕入価格が前年の原油等の仕入価格に比して上昇しているもの	運 転 資 金 設 備 資 金	1,000万円 2,000万円	年 1.40%	運 転 7 年 以 内 設 備 10 年 以 内 (1年以内)	対 象	セーフティネット保証 の場合は 年0.80% ※年0.00% ~1.20%		
	(4)中小企業信用保険法第2条第5項第1号から4号または6号の市長の認定(セーフティネット)を受けたもの (5)中小企業信用保険法第2条第5項第5号または7~8号の市長の認定(セーフティネット)を受けたもの			年 1.20%	運 転 7 年 以 内 設 備 10 年 以 内 (1年以内)	対 象 外 対 象	※年0.00% ※年0.00%		
新規創業融資 資 金	市民税を完納し、かつ次の新規創業要件のいずれかに該当するもの (新規創業要件) (1)事業を営んでいない個人で、1か月(会社を設立する場合は2か月)以内に新たに市内で創業をしようとする具体的計画を有するもの (2)市内において創業をした個人で、創業をした日から1年を経過していないもの (3)市内において創業をした会社で、創業をした日から1年を経過していないもの (4)市内で創業をした個人が法人成りをした市内の会社で、個人で創業をした日から1年を経過していないもの	運 転 資 金 設 備 資 金	1,000万円	年 1.30%	運 転 7 年 以 内 設 備 10 年 以 内 (6か月以内)	対 象 外	※年0.00%		三井住友銀行 福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行 熊本銀行 福岡中央銀行 大牟田柳川信用金庫 福岡県信用組合
組合等強化 資 金	市内で6か月以上同一事業を営むもので、市民税を完納しているもの	組合等が行う事業に必要な資金であるもの	4,000万円	年 1.60%	7年以内 (6か月以内)				商工組合中央金庫
		事業協同組合及び商店街振興組合が行う店舗の増築及び改築並びに施設の設置及び改善に必要な資金であるもの	7,000万円		10年以内 (6か月以内)				
		事業協同組合および商店街振興組合の組合員が行う店舗の増築及び改築並びに施設の設置及び改善に必要な資金であるもの	1,000万円						

■融資対象者：中小企業者に加え、特定非営利活動法人(NPO法人)も利用可能。(ただし、一般融資資金の特別小口扱い、小規模企業者融資資金、新規創業融資資金、組合等強化資金を除く。)

※市からの補給後の保証料を表示。但し、中小企業者及び創業予定者の経営者保証に係る選択による保証料の上乗せは含まない。